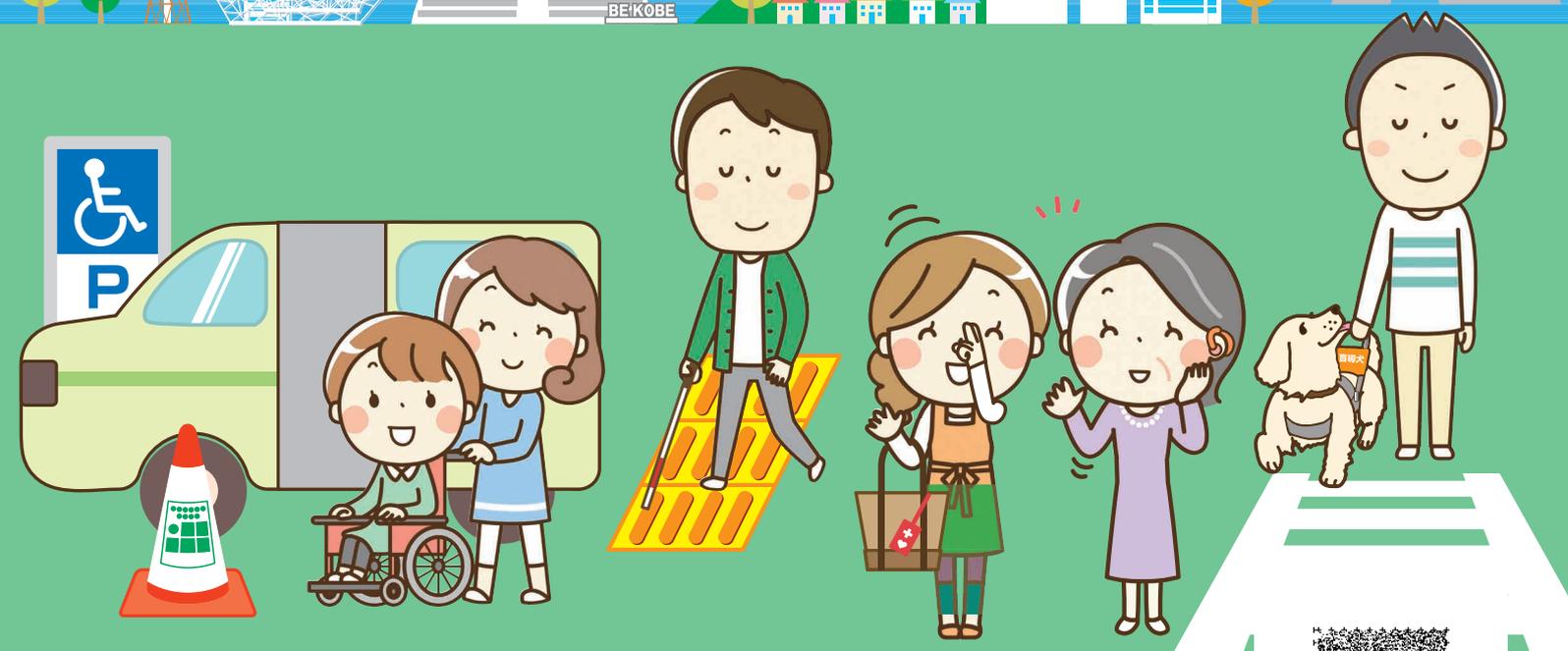
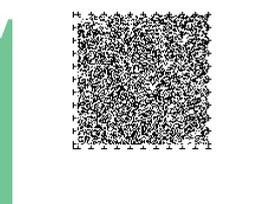
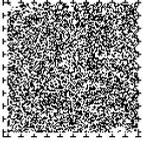


第5期神戸市障がい福祉計画・ 第1期神戸市障がい児福祉計画



神戸市





はじめに

近年、我が国における超高齢化社会の進行や人口減少社会の本格化に加え、地域では家庭や近隣における人と人とのつながりの希薄化など、環境の大きな変化に伴って、障がいのある人やそのご家族が抱える福祉の課題も多様化・複雑化しています。

また、障がいのある人を取り巻く社会的環境は大きく変化しています。障害者基本法の改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者優先調達推進法、障害者差別解消法などが相次いで成立しました。

こうした状況の変化に的確に対応するため、本市では、『障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、一人ひとりに応じた支援を受け、個人として尊重され、地域のなかで安心してともに暮らし、活躍できる「こうべ」をみんなで作っていく』ことを基本目標とした「神戸市障がい者保健福祉計画 2020」を障害者基本法に基づき平成 28 年 3 月に策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進しているところです。

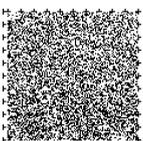
このたび、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制を確保するための必要な量の見込み等を定める「第 5 期神戸市障がい福祉計画・第 1 期神戸市障がい児福祉計画」を、「神戸市障がい者保健福祉計画 2020」と一体的なものとして策定しました。

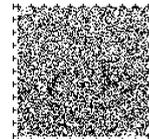
今後は、この一体化した計画に基づき、引き続き、団体や事業者、市民の皆様とも連携を図りながら、施策の一層の推進に努めてまいります。本市の取り組みに対するご理解、ご支援とともに積極的な参画にご協力をお願いいたします。

平成 30 年 4 月



神戸市長 久元 喜造



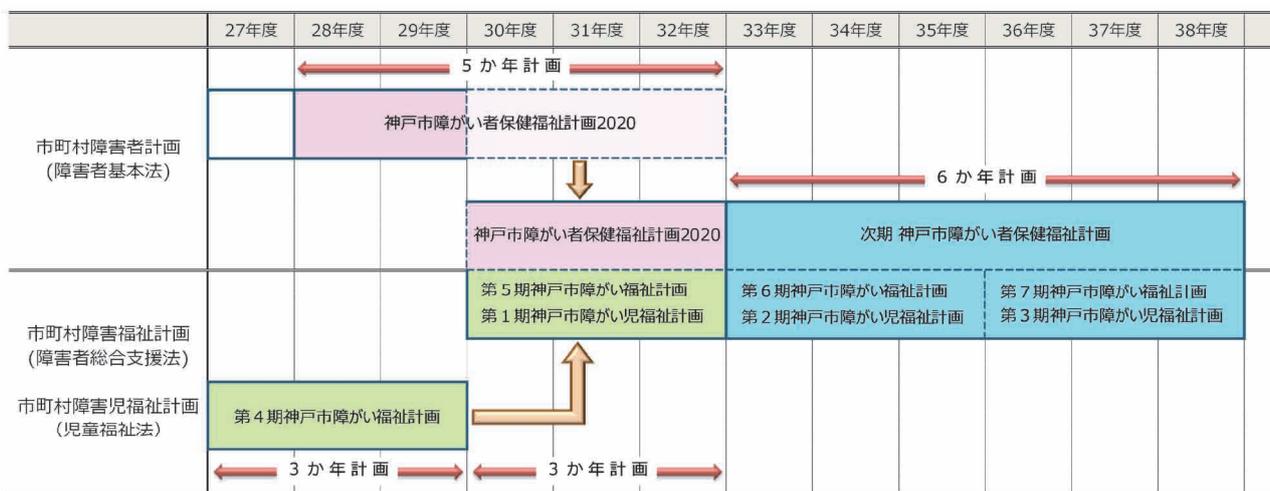


【参考】神戸市障がい者保健福祉計画と神戸市障がい福祉計画・ 神戸市障がい児福祉計画との関係について

障害者基本法に基づく『神戸市障がい者保健福祉計画 2020』と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく『第5期神戸市障がい福祉計画・第1期神戸市障がい児福祉計画』とは、神戸市における障がい者の福祉施策について、互いに連携し、整合性をとりながら推進していく必要があります。

『第5期神戸市障がい福祉計画・第1期神戸市障がい児福祉計画』の策定にあたり、現在5か年の計画としている『神戸市障がい者保健福祉計画 2020』の30年度以降の3年間を一体的なものとして策定します。

また、次期『神戸市障がい者保健福祉計画』の策定の際には、計画期間を6か年の計画とし、前半3か年を『第6期神戸市障がい福祉計画』及び『第2期神戸市障がい児福祉計画』、後半3か年を『第7期神戸市障がい福祉計画』及び『第3期神戸市障がい児福祉計画』と統合して策定することとします。



「障害」のひらがな表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害」の「害」の字には、負のイメージがあり、その表記が障がい者や市民に不快な思いを与える場合があります。かつては、「害」ではなく、「さまたげる」「さえぎる」という意味の「碍」を用いて、「障碍」としていた経緯もありますが、「碍」は常用漢字となっていないため、用いられる例も少なくなっています。

「障害」のひらがな表記については、障がい者や関係者の中でも意見が分かれています。国の障がい者制度改革推進会議の意見では、国民各層における議論の動向を見守りながら、引き続き審議を行うこととしています。

神戸市では、神戸市障がい者保健福祉計画 2010 後期計画（平成 19 年 2 月策定）から、計画の中で「障がい」と表記しています。

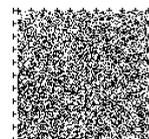
ただ「障がい」も一般的な表記でないため、本計画においても試行的に実施するものとします。

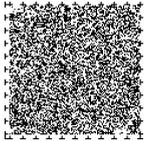
障害者総合支援法第四条第一項（抜粋）

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

児童福祉法第四条第二項（抜粋）

この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。



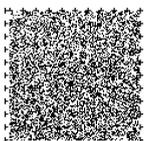


も く じ

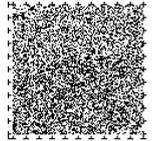
第5期神戸市障がい福祉計画・第1期神戸市障がい児福祉計画

I	計画策定にあたって	3
II	計画の基本的な考え方及び成果目標	
1.	福祉施設の入所者の地域生活への移行	4
2.	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
3.	地域生活支援拠点等の整備	8
4.	福祉施設から一般就労への移行等	9
5.	障がい児支援の提供体制の整備等	10
III	障がい福祉サービス等の見込量	11
IV	地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	13
V	神戸市障害者施策推進協議会委員等名簿	15
VI	参考資料	
1.	神戸市地域自立支援協議会意見	16
2.	神戸市療育ネットワーク会議意見	22
3.	障害者団体意見	24
	用語解説	26

※本計画中における元号は、「平成」を使用しています。今後、元号が改められた場合は、新たな元号が施行された日以後の元号、及び、それに続く年数を、新たな元号及び年数に読み替えることとします。



I 計画策定にあたって



1. 趣 旨

第5期神戸市障がい福祉計画並びに第1期神戸市障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）は、障害者権利条約の理念をふまえて、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され」「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」（障害者基本法第1条）ため、国の基本指針（平成29年厚生労働省告示第116号）に即して、障がい者及び障がい児が日常生活又は社会生活を営むための支援を総合的かつ計画的に行えるよう、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等について、提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものです。

2. 位置づけ

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画であるとともに、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画です。

また、障害者基本法に基づく「神戸市障がい者保健福祉計画2020」と一体となって障がい者及び障がい児の福祉施策を推進していこうとするものです。

3. 計画期間

本計画は、平成32年度を目標年次とし、計画期間は平成30年度から平成32年度までの3か年です。

4. 対 象

本計画の対象となる障がい者並びに障がい児の範囲は、障害者総合支援法又は児童福祉法に定める「身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児」です。

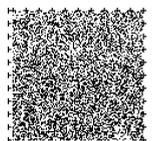
5. 計画の検証

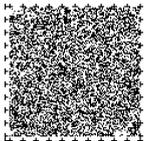
本計画は、PDCAサイクルを導入し、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、本計画を変更することその他の必要な措置を講じます。そのため、成果目標及び指標については、少なくとも年1回は実績を把握し、評価の際には、神戸市障害者施策推進協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。また、今後の国の障がい者施策の動向にも対応し見直していきます。

6. 計画の基本的な考え方

本計画では、次に掲げる事項について成果目標を設定し、その達成に向けて特に取り組みを進めます。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等





Ⅱ 計画の基本的な考え方及び成果目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行を進めます。

◎成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行者数は、平成 26 年度 48 人、平成 27 年度 39 人、平成 28 年度 43 人となっています。平成 28 年度末時点の施設入所者数 1,361 人の 9%以上が地域生活へ移行できるよう、平成 30 年度から新たにはじまる自立生活援助事業なども活用し、毎年度 41 人以上、平成 30 年度から 32 年度までに 123 人以上の人が福祉施設から地域生活へ移行することを目指します。

②福祉施設に入所している障がい者数

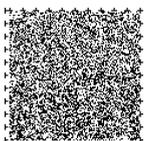
神戸市民の施設入所者数は、平成 26 年度末 1,382 人、平成 27 年度末 1,381 人、平成 28 年度末 1,361 人となっています。

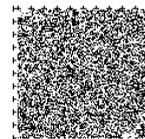
地域移行等により毎年 110 人程度が福祉施設から退所していますが、入所も毎年同程度あります。また、待機者数も相当数あるところです。入所者の高齢化、重度化が進むなか、施設入所者数の数値目標は設定しないこととします。

入所者の居住環境の向上に努めるとともに、グループホームの増設と市内の地域偏在の解消に努め、また、重度対応型グループホームについての整備も進め、障がい者が地域で暮らせるように取り組みます。

[参照] 神戸市障がい者保健福祉計画 2020：p 3～5，25～28

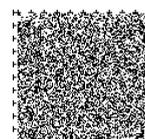
- ◆グループホームの整備
- ◆短期入所施設の整備
- ◆生活介護事業所の整備
- ◆地域支援機能強化専門員の配置
- ◆地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進
- ◆体験型グループホームの利用促進

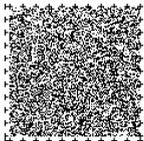


**【福祉施設からの地域移行者数・施設入所者数】**

(単位：人)

		福祉施設からの退所者数			新規入所	施設入所者数 (各年度3月時点)
		合 計	内 訳			
			地域生活 移行	他施設・ 病院等		
実 績	26年度	107	48	59	118	1,382
	27年度	111	39	72	110	1,381
	28年度	112	43	69	92	1,361
	29年度(4期計画)	—	41	—	—	—
計 画	30年度	—	41	—	—	—
	31年度	—	41	—	—	—
	32年度	—	41	—	—	—





2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めます。

◎成果目標

①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

関係機関の協議の場として、全市の「地域移行・地域定着推進連携会議」を開催し、入院中の精神障がい者の地域移行に係る事項や、ピアサポートの活用に係る事項、関係職員に対する研修に係る事項等について協議をしています。その協議内容や地域の課題を共有し、実務者レベルで検討を行う場として「地域移行・地域定着推進検討会」も設置しています。今後、既存の神戸市地域自立支援協議会等との連携を図ります。

また、措置入院者等の精神障がい者の継続支援を行うため、各区で関係機関による協議会を開催します。区の協議会は、平成29年度中に開催可能な区からモデル実施し、平成30年度以降に全区での開催を目指します。

②平成32年6月の入院患者の入院後3か月時点の退院率

平成28年6月の入院後3か月時点の退院率は56.3%です。大きな変動もなくほぼ横ばいで推移しています。

平成26年4月から施行された改正精神保健福祉法により、精神科病院に対し、医療保護入院者への退院後生活環境相談員の配置などが義務付けられたことから、精神医療審査会及び実地指導において病院での退院に向けた取り組みについて確認・助言等を行っていくことで、入院後3か月時点の退院率を毎年3%増やしていき、平成32年6月の入院患者の入院後3か月時点の退院率を69%以上とします。

③平成32年6月の入院患者の入院後6か月時点の退院率

入院中の精神障がい者の地域生活への移行に向けた取り組みや、改正精神保健福祉法を受けた病院の取り組みの強化などにより、入院後6か月時点の退院率を毎年0.5%増やしていき、平成32年6月の入院患者の入院後6か月時点の退院率を84%以上とします。

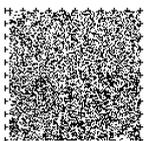
④平成32年6月の入院患者の入院後1年時点の退院率

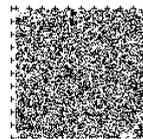
平成28年6月の入院後1年時点の退院率は91.8%です。入院中の精神障がい者の地域生活への移行に向けた取り組みや、改正精神保健福祉法を受けた病院の取り組みの強化などにより、入院後1年時点の退院率を毎年0.5%増やしていき、平成32年6月の入院患者の入院後1年時点の退院率を92.5%以上とします。

⑤平成32年6月の精神病床における一年以上長期入院患者数（65歳以上）

⑥平成32年6月の精神病床における一年以上長期入院患者数（65歳未満）

平成28年6月時点の長期入院患者数は、1,641人です。地域移行等の取り組みを推進することによって、長期入院患者数を減らしていきます。





[参照] 神戸市障がい者保健福祉計画 2020 : p 3～8, 11～15, 25～28

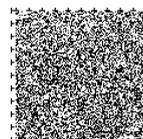
- ◆グループホームの整備
- ◆短期入所施設の整備
- ◆生活介護事業所の整備
- ◆地域支援機能強化専門員の配置
- ◆地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進
- ◆体験型グループホームの利用促進
- ◆入院患者の退院に向けた意欲喚起・病院スタッフなどの地域移行に対する理解促進
- ◆地域生活における支援の連携

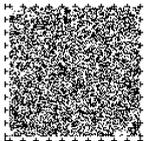
【入院患者の退院率 実績・計画】

		3か月後の退院率	6か月後の退院率	1年後の退院率
実績	26年度	53.9%	—	88.8%
	27年度	55.9%	—	93.6%
	28年度	56.3%	—	91.8%
	29年度(4期計画)	60%	—	91%
計画	30年度	63%	83%	91.5%
	31年度	66%	83.5%	92%
	32年度	69%	84%	92.5%

【長期在院者数 実績・計画】

		1年以上長期在院者数		
		65歳以上	65歳未満	全体
実績	26年度	889人	880人	1,769人
	27年度	892人	800人	1,692人
	28年度	908人	733人	1,641人
	29年度(4期計画)	—	—	1,570人
計画	30年度	924人	646人	1,570人
	31年度	931人	639人	1,570人
	32年度	942人	628人	1,570人





3. 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等を整備し、障がい者の地域生活を支援します。

◎成果目標

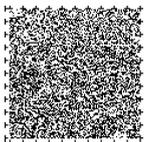
①地域生活支援拠点等を整備し、障がい者の地域生活を支援します。

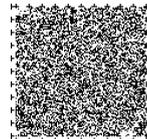
整備にあたっては、平成 30 年度より各区に順次設置していく障害者支援センター（仮称）の機能を活用し、地域生活支援拠点として位置づけていきます。

神戸市自立支援協議会等の意見をふまえ、配置数や、拠点としてのあり方、地域福祉など関係分野との連携などについて検討を行っていきます。

[参照] 神戸市障がい者保健福祉計画 2020： p 3～15, 22～28

- ◆地域生活支援拠点の整備
- ◆障害福祉サービスの充実
- ◆保健・医療との連携
- ◆防災活動、緊急時の情報提供
- ◆相談窓口の充実、相談支援体制の重層化、ネットワーク化
- ◆地域で支える仕組みの構築、人材の発掘・養成





4. 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の就労を推進し、「働きたい」「働き続けたい」障がい者を支援します。

◎成果目標

①就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行する者

②就労移行率が3割以上の就労移行支援の事業所数

平成30年4月より、法定雇用率が引き上げられるなど就労機会の拡大が期待されており、これまでの取り組みに加え、短時間雇用の創出、ICTを活用した在宅就労支援、介護事業所での就労促進など多様な働き方の創出に向けた取り組みを推進することで、平成32年度における一般就労への移行者を、平成28年度の移行実績296人の1.5倍444人以上とし、また、平成32年度の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合を、55%以上とすることを目指します。

③就労移行支援事業の利用者数

平成29年3月の就労移行支援事業所の利用者337人を2割以上増やして、平成33年3月の就労移行支援事業所の利用者を405人以上とすることを目指します。

④就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

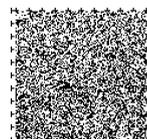
平成30年度から新たにはじまる「就労定着支援事業」により支援を受けた障がい者の支援開始から1年後の職場定着率について、平成31年度、平成32年度いずれも80%以上とすることを目指します。

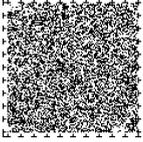
[参照] 神戸市障がい者保健福祉計画2020：p 29～32

- ◆相談支援の推進
- ◆就労機会の拡大
- ◆関係機関との連携強化
- ◆職場定着支援及び離職者への再チャレンジの支援
- ◆特別支援学校の生徒・卒業生に対する就労支援

【福祉施設から一般就労への移行 実績・計画】

		一般就労への 移行者数	就労移行率3割 以上の事業所数	就労移行支援 事業利用者数	1年後の 職場定着率
実 績	26年度	187人	42.9%	246人	—
	27年度	213人	42.3%	291人	—
	28年度	296人	60.7%	337人	—
	29年度(4期計画)	370人	50%	395人	—
計 画	30年度	401人	55%	390人	—
	31年度	422人	55%	398人	80%
	32年度	444人	55%	405人	80%





5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を進めます。

◎成果目標

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターについては市内で8か所（平成29年8月現在）、及び保育所等訪問支援については市内で7か所（平成29年8月現在）の事業所が指定を受けて事業を実施しています。今後も、地域間バランスを考慮しながら必要数の整備が図られるよう支援を検討していくとともに、各事業で提供される支援内容の充実のための取り組みを進めます。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

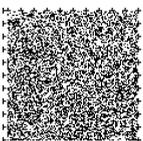
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は市内で6か所（平成29年8月現在）及び放課後等デイサービスは市内で6か所（平成29年8月現在）の事業所が指定を受けて事業を実施しています。今後も、地域間バランスを考慮しながら、重症心身障がい児を支援する事業所の整備が図られるよう支援を検討していくとともに、居宅訪問型児童発達支援事業所の確保に努め、医療的ケアのいる重症心身障がい児も含めた受け入れ促進のための取り組みを進めます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

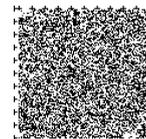
医療的ケア児支援のための、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、平成27年度に「神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業実施にかかる有識者会議」を設置（保健福祉局）し、平成29年度には、神戸市療育ネットワーク会議に「医療的ケア児の支援施策検討会議」（こども家庭局）を設置しています。今後は、これらの場において医療的ケア児支援のための協議を進めます。

[参照] 神戸市障がい者保健福祉計画 2020：p 35～42

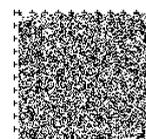
- ◆障がい児相談支援の推進
- ◆障がい児支援の推進

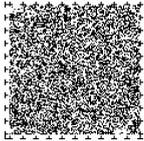


Ⅲ 障がい福祉サービス等の見込量



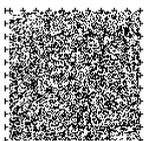
内容	単位	実績		(見込)	見込(量)				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度		
訪問	訪問系サービス 合計	利用者数 (人/月)	3,474	3,594	3,737	3,887	4,045	4,211	
		延べ時間 (時間/月)	125,313	128,433	133,367	138,550	143,998	149,731	
	居宅介護	利用者数 (人/月)	2,642	2,757	2,896	3,042	3,195	3,356	
		延べ時間 (時間/月)	55,695	56,743	58,477	60,264	62,105	64,003	
	重度訪問介護	利用者数 (人/月)	287	280	271	262	254	246	
		延べ時間 (時間/月)	57,374	58,679	60,555	62,491	64,489	66,550	
	同行援護	利用者数 (人/月)	507	513	523	534	545	556	
		延べ時間 (時間/月)	11,063	11,771	12,991	14,337	15,822	17,461	
	行動援護	利用者数 (人/月)	38	44	46	49	52	54	
		延べ時間 (時間/月)	1,181	1,240	1,345	1,459	1,583	1,717	
	日中活動系	生活介護	利用者数 (人/月)	3,023	3,081	3,149	3,219	3,290	3,363
			延べ日数 (日/月)	57,853	59,041	60,628	62,257	63,931	65,649
自立訓練 (機能訓練)		利用者数 (人/月)	42	46	45	44	43	42	
		延べ日数 (日/月)	694	749	725	703	681	659	
自立訓練 (生活訓練)		利用者数 (人/月)	117	105	110	116	122	129	
		延べ日数 (日/月)	2,027	1,872	1,988	2,111	2,241	2,380	
就労移行支援		利用者数 (人/月)	276	330	358	388	420	456	
		延べ日数 (日/月)	4,809	5,338	5,690	6,066	6,467	6,893	
就労継続支援 (A型)		利用者数 (人/月)	540	660	761	878	1,013	1,168	
		延べ日数 (日/月)	10,456	12,729	14,650	16,862	19,407	22,336	
就労継続支援 (B型)		利用者数 (人/月)	2,881	3,080	3,200	3,325	3,454	3,589	
		延べ日数 (日/月)	47,337	50,311	52,385	54,544	56,793	59,134	
就労定着支援		利用者数 (人/月)	—	—	—	410	637	873	
療養介護		利用者数 (人/月)	274	279	284	289	295	300	
短期入所 (福祉型)		利用者数 (人/月)	534	601	670	758	857	969	
		延べ日数 (日/月)	5,329	5,900	6,426	6,842	7,284	7,756	
短期入所 (医療型)		利用者数 (人/月)	41	41	51	62	69	77	
		延べ日数 (日/月)	133	133	166	200	225	250	
居住	自立生活援助	利用者数 (人/月)	—	—	—	36	38	40	
	共同生活援助	利用者数 (人/月)	567	600	632	667	703	741	
	施設入所支援	利用者数 (人/月)	1,408	1,401	1,398	1,394	1,391	1,387	



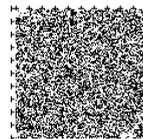


内容	単位	実績		(見込)	見込(量)			
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
相談	計画相談支援	利用者数 (人/月)	498	625	705	839	1,000	1,191
	地域移行支援	利用者数 (人/月)	4	7	8	9	11	13
	地域定着支援	利用者数 (人/月)	28	24	21	21	21	21
児童	児童発達支援	利用児童数 (人/月)	681	872	1,223	1,446	1,660	1,851
		延べ日数 (日/月)	8,059	10,186	12,927	15,284	17,546	19,565
	医療型児童 発達支援	利用児童数 (人/月)	55	2	2	2	2	2
		延べ日数 (日/月)	386	86	14	14	14	14
	放課後等 デイサービス	利用児童数 (人/月)	1,334	1,868	2,149	2,521	2,623	2,830
		延べ日数 (日/月)	17,150	22,945	29,807	36,113	37,574	40,539
	保育所等 訪問支援	利用児童数 (人/月)	2	3	4	5	6	7
		延べ日数 (日/月)	2	6	8	9	10	11
	居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数 (人/月)	—	—	—	31	35	39
		延べ日数 (日/月)	—	—	—	322	369	411
	福祉型障害児 入所施設	利用児童数 (人/月)	30	23	24	24	24	24
	医療型障害児 入所施設	利用児童数 (人/月)	23	23	23	24	24	24
	障害児 相談支援	利用児童数 (人/月)	68	104	124	148	176	209
発達障 がい	発達障害者支援 地域協議会の開催	開催回数 (回/年)	—	—	—	2	2	2
	発達障害者支援 センターによる 相談支援	相談件数 (件/年)	—	—	—	393	400	407
	発達障害者支援 センター及び発達 障害者地域支 援マネジャーの 関係機関への助 言	助言件数 (件/年)	—	—	—	7	7	7
	発達障害者支援 センター及び発達 障害者地域支 援マネジャーの 外部機関や地域 住民への研修、 啓発	研修、啓発 件数 (件/年)	—	—	—	195	195	195

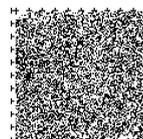
※児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、延べ日数の見込(量)を超過した場合に、児童福祉法第21条の5の15に基づく事業所指定について検討することとする。

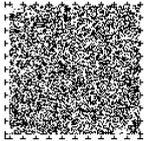


Ⅳ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

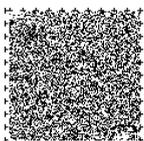


内 容	単 位	実 績		(見込)	見込 (量)		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(3)相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施箇所数	14	14	14	14	14	14
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人/年)	11	15	19	24	31	40
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(6)意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延べ利用件数(人/年)	4,363	4,014	4,512	4,647	4,786	4,882
手話通訳者設置事業	実設置者数	14	14	14	14	14	14
(7)日常生活用具給付等事業							
合計	給付件数	31,441	32,408	33,494	34,616	35,776	36,874
①介護・訓練支援用具	給付件数	170	199	204	211	218	225
②自立生活支援用具	給付件数	522	472	659	681	704	728
③在宅療養等支援用具	給付件数	433	400	478	494	511	528
④情報・意思疎通支援用具	給付件数	390	401	510	527	545	563
⑤排泄管理支援用具	給付件数	29,841	30,843	31,534	32,590	33,681	34,709
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	85	93	109	113	117	121
(8)手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数(人/年)	113	105	110	130	135	140
(9)移動支援事業	実利用者数(人/年)	3,479	3,634	3,808	3,991	4,183	4,384
	延べ利用時間数(時間/年)	588,392	658,386	689,989	723,108	757,817	794,192
(10)地域活動支援センター							
神戸市内分	実施箇所数	20	19	19	19	19	19
	実利用者数(人/年)	536	544	552	559	567	575
他市町村分	実施箇所数	13	10	9	9	8	7
	実利用者数(人/年)	26	21	17	13	10	8

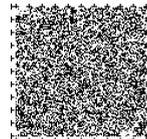




内 容	単 位	実 績		(見込)	見込 (量)		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
(11)発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	5	5	5	5	5	5
	実利用者数 (人/年)	7,449	7,964	8,100	8,200	8,300	8,400
(12)障害児等療育支援事業	実施箇所数	0	3	3	3	3	3
(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者・要約 筆記者養成研修事 業	実養成講習 修了者数 (人/年)	36	45	65	65	65	65
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修事 業	実養成講習 修了者数 (人/年)	34	35	35	35	35	35
(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	実利用件数 (件/年)	517	650	528	539	550	561
(15)広域的な支援事業							
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
地域生活支援広域 調整会議等事業	会議開催 回数 (回/年)	—	—	—	3	3	3
地域移行・地域生 活支援事業	ピアサポート 従事者数	—	—	—	30	30	30
②発達障害者支援地 域協議会による体 制整備事業	協議会開催 回数 (回/年)	—	—	—	2	2	2
(16)その他実施する 事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
訪問入浴サービス事業、福祉ホームの運営、日中一時支援事業、障害者スポーツ教室開催事業、障害者社会参加促進事業、点字・声の広報等発行 等							



V 神戸市障害者施策推進協議会委員等名簿 (第5期神戸市障がい福祉計画・第1期神戸市障がい児福祉計画策定時)

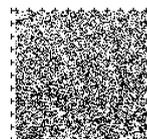


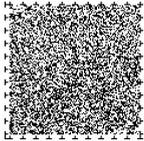
[委員] (五十音順, 敬称略)

	赤田 勝紀	市議員 (福祉環境委員会委員長)
	池内 正	社会福祉法人 神戸市身体障害者団体連合会 理事長
	池山 美代子	神戸市精神障害者社会復帰施設連盟 理事長
	石橋 宏昭	障害者問題を考える兵庫県連絡会議 事務局長
会長代行	植戸 貴子	神戸女子大学 教授
	大西 孝男	神戸市身体障害者施設連盟 会長
	小川 正	神戸市精神障害者家族連合会 会長
	後藤 久美子	一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会 会長
	坂本 津留代	特定非営利活動法人ニューいぶき 理事長
会長	佐々木 勝一	京都光華女子大学 教授
	千郷 雅史	兵庫県精神神経科診療所協会 会長
	武田 純子	神戸市重度心身障害児(者)父母の会 会長 特定非営利活動法人にじのかけ橋 理事長
	谷口 泰司	関西福祉大学 教授
	東馬場 良文	兵庫県社会就労センター協議会 会長
	松岡 克尚	関西学院大学 教授
	松端 信茂	神戸市知的障害者施設連盟 会長
	村山 知行	一般社団法人神戸市医師会 地域支援委員会 担当理事
	柳田 洋	兵庫障害者連絡協議会 会長
	吉田 健吾	市議員 (福祉環境委員会副委員長)

[アドバイザー] (五十音順, 敬称略)

	高田 哲	神戸大学大学院 教授
	羽賀 美也子	特定非営利活動法人ピュアコスモ 代表
	森田 繁和	特定非営利活動法人神戸市難病団体連絡協議会 理事長

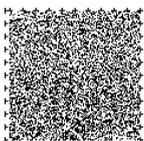


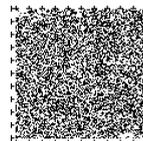


VI 参考資料

1. 神戸市地域自立支援協議会意見

項 目		課 題	現 状
訪 問	居宅介護・ 重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・重度対応やたん吸引、経管栄養にかかる資格を取得しているヘルパー、夜間対応・巡回、男性ヘルパーなどヘルパー不足。 ・入院時や入院からの外泊時に居宅介護が仕えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・たん吸引、経管栄養、に係る資格を取得しているヘルパー、男性ヘルパー、夜間対応できる事業所が少ない。 ・たん吸引に必要な資格取得の費用が高額である。 ・病院側から付添を求められた場合、一人暮らしや介護者が介護できない場合はどうなるのか不安。 ・退院にむけて、外泊を繰り返しながら在宅生活へと調整する場合に、外泊中から居宅介護が使えると退院にむけて見通しがたてられるが、現状では使えない。
	同行援護	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護の事業所及びヘルパー不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護の事業所やヘルパーが少ない。 ・十分な知識・技術が伴っていない。 ・介護保険の訪問介護事業所が、同行援護の事業所指定を取っていないかたり、資格のあるヘルパーがいないため、同じ事業所からの利用ができない。
日中活動系	生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・医療ケアのある事業所が少ない。 ・機能訓練・入浴のある事業所が少ない。 ・送迎サービスのある事業所が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師の配置やたん吸引等が可能な介護職員が少なく、通所希望があっても利用できなかったり医療行為のできる職員が不在時に受け入れが出来ない場合がある。 ・養護学校を卒業すると、機能訓練を受ける場がほとんどないが、事業所も少ない。 ・入浴サービスのある事業所が少なく、送迎人数や送迎エリアにも限りがある。 ・親が高齢になるなど、介助者が通所の送迎をできなくなるケースが増えている。 ・事業所で送迎車等を出すにも、コストや手間、車台数等により、希望者全員の利用は難しい。
	自立訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスや事業が知られていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練の期間は2年であるが、ケースによって、対人関係で攻撃性があったり、ギャンブルやお酒などによる依存問題などがある場合も多く、回復過程に時間を要する。
	就労移行支援・ 就労継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介助を要する人や重度障害者は就労意欲があっても就労系事業所の利用が難しい。 ・送迎サービスを行っている事業所がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介助を要する人が就労系事業所の利用意向がある場合、介助は事業所判断で運営されるため、利用が困難な場合もある。 ・視覚障害、車椅子利用者、トイレ介助が必要な方等について、人員配置、設備面の問題から利用できる事業所が少ない。 ・送迎加算がコストに見合わず、送迎サービスを行っていない事業所が多く、単独通所が難しい人は利用できない。





意見・提案

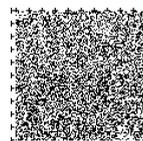
- ・喀痰吸引等にかかる資格取得をはじめ、幅広いヘルパー確保のための養成の仕組みや学生など若年層の参加促進のための受講料補助などの支援策。
- ・医療的ケアは医療の専門職のケアが受けられるよう障害制度での訪問看護の利用など。
- ・退院後の生活にむけた調整のための外泊時に居宅介護を利用できるような制度要件や報酬についての国への要望など。

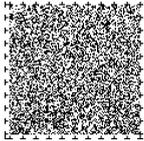
- ・同行援護のサービスができて視力障害の方の外出が増え、次のステップとして一人で外出できるよう歩行訓練が必要。
- ・同行援護の資格取得ができる研修の充実や周知を図ったり、介護保険事業所へ広報を行う。

- ・医療的ケアのための看護師や機能訓練のためのPT・OT等について、集中確保し、事業所へ派遣するような仕組みの検討や制度の活用。
- ・介護保険サービス（高齢者施設等）や医療機関との連携強化や相互利用の仕組みづくり。
- ・福祉専用バスの創設や複数事業所での共同送迎など、送迎をサポートする仕組みの検討。
- ・送迎加算の増額や、要件（週3回以上・10人以上の利用）緩和について国への要望。

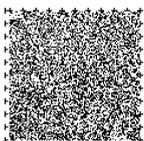
- ・サービスや事業があまり知られていない、周知がいる。
- ・訓練期間（2年）についてケースに応じて延長できる要件の整理や、在宅に出向いての支援など柔軟な対応とそれのための対応。

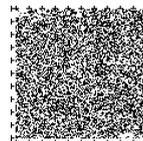
- ・就労継続支援B型ではあるが、一部介助の必要な方の利用を受けるために、介助加算などの補助制度の検討。
- ・特別支援学校では放課後等デイサービスで18時頃までの預りや送迎があったが、卒業後通所系サービスでは終了が15～16時頃と早くなるため、生活リズムが大きく変動しないような支援策。





項 目		課 題	現 状
日中活動系	短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に入所先が見つからない。 ・重度身体障害者、医療的ケアが必要な障害者、精神障害者、強度行動障害の方の短期入所施設が少ない。 ・送迎をする人がいない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用日数によっては複数の短期入所施設を利用することになり、環境が安定しない、送迎がないといった場合がある。 ・市街地に短期入所施設が少ない。 ・重度身体障害者、医療的ケアが必要な障害者等に対応できる施設が少ない。 ・新規受け入れが難しかったり、職員体制の確保が難しい。 ・単独型短期入所施設は運営が厳しく、開所日や利用時間を限定する施設もある。 ・看護師配置加算は創設されたが、看護師の人件費を担保するには至らず、看護師確保が厳しく医療ケアの必要な方の短期入所利用が難しい。 ・精神障害者対象の短期入所先が市内に少ない。
	グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの事業所が少ない。中でも市街地、精神障害者対象のグループホームが少ない。 ・設置基準が厳しく新規開設が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のグループホームはほぼ満室であり、もっと必要である。精神障害者が入居できる所が少ない。 ・グループホームの新規立ち上げを検討していても、消防法等の設置基準が厳しく、大規模改修が必要になり難しい。 ・グループホーム開設時に地元の反対があったり、GHのための物件や、1人暮らしのための物件を契約したくても不動産の理解がなかなか得られなかったりという現実がある。
居 住	施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の不足もあり、地域での生活を維持することが困難で施設入所希望がある。 ・家族の他界など、緊急の場合であっても入所できる施設が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行できない重度の方が入所継続となっている。 ・強度行動障害がある知的障害者、24時間医療的ケアが必要な重度心身障害者などは家族の支えによって地域生活が成り立っているが、家族の支えが困難になった場合、地域生活がたちまち困難になってしまうため、一定の入所施設は必要である。 ・入所を要する場合でも、ロングショートでつないでいる実態がある。 ・県外の施設まで問い合わせても受け入れ先が見つからない。 ・契約制度になって以降、空き状況を把握している機関がなく、高齢の介護者には負担がかかる。
	計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市内の指定特定事業所数が非常に少なく、計画策定数も少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定特定事業所、相談支援専門員が少ない。特に報酬の課題が大きく、相談支援専門員の確保が難しく新規事業所が立ち上がらない。 ・相談支援事業所にとっての課題を話し合い、課題解決に向けた活動の場が少ない。 ・相談支援事業所間の情報共有と計画相談の質の向上を図るため相談支援部会を立ち上げて定期開催し事例検討など取り組みも始まっている。
相 談	地域移行 地域定着	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行・地域定着の指定一般事業所が少ない。 ・地域移行・地域定着の制度を知らない方が多い。 ・障害者への理解不足から、地域での生活が困難となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所数が少なく、事例も少ない。 ・地域移行支援の支給期間が原則6か月と短く、途中で支給期間が終了してしまうなど活用が難しい。 ・地域移行支援の利用までにかかる時間と具体化のタイミングがあいづらい。 ・民間住宅では、不動産や家主の理解が得にくく、一人暮らしをしたくても物件が見つからない。 ・入所利用者が退所し、住宅を探す際、保証人や連絡先になる人がいないため、住宅確保が難しい。 ・制度の周知が精神科病院や救護施設において十分でない。病院、施設と在宅資源の連携が進んでいない。





意見・提案

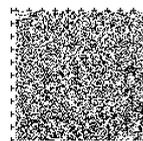
- ・精神障害者のショートステイが空いてない場合に、グループホームの空床活用など指定基準の独自の工夫はできないか。
- ・医療的ケアの方の受け入れのため、看護師加算の拡充など看護師確保策や病院など医療系施設での受け入れについての取り組みなど。
- ・新規に開設する短期入所施設に、重度障害者等も受け入れなど働きかける。
- ・家族が送迎できない場合や複数施設利用の際の送迎について、移動支援の利用など対策を検討できないか。
- ・空き情報がわかるシステムはできないか。
- ・運営の安定化や職員スキルの向上のため、市の指導強化や施設の連絡会を実施する。

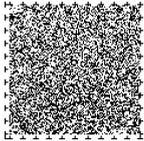
- ・市街地での整備をもっとすすめていく必要がある。
- ・公営住宅についても、入居募集時に障害者枠があるようにグループホームも優先的に考えてほしい。
- ・精神障害の場合の一人暮らしにむけた通過の利用や、障害種別にこだわらず、その人の個性で受け入れるなど、運営についての考え方を柔軟にするような働きかけ。
- ・新規立ち上げ時に、土地や改装の費用負担軽減のための助成制度や、家主の協力を得やすい働きかけなど。
- ・報酬単価引き上げについて国への要望。

- ・高度障害や医療的ケアなどを地域で支える資源がないと、施設入所の希望はあがってくる。
- ・緊急ショートや相談支援などができる地域生活支援拠点が整備されることで入所施設でなく地域での生活が可能となるのではないか。
- ・居宅系サービスの一層の充実により地域生活の幅が広がるが、地域生活支援体制が整うまで、あるいは入所で受け入れざるを得ないケースもありえることから入所系施設も必要である。

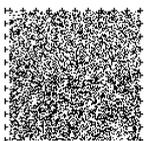
- ・特定相談支援事業所及び相談支援専門員について、一定の質のある事業所数等の確保が必要。
- ・相談支援専門員の有資格者が現場で計画相談に従事できる機会を増やしたり、既存事業所で相談支援専門員の増員を図れるような支援策の検討。
- ・相談支援事業所の運営や質的向上支援のため、情報提供や研修機会等について全市レベルで実施拡充。

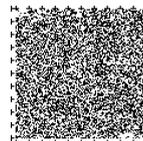
- ・施設や病院からの地域移行は、本人の意向や親の理解、理解ある事業所や家主との出会いなどタイミングが重要であり、ケース状況による期間更新の要件の整理や、申請から支給決定までの手続きにかかる時間の短縮など、使いやすい工夫や検討。
- ・地域移行の前から、地域定着も見据えた関わりや関係者の繋がりが大事である。
- ・病院等に対して地域移行支援等の制度広報をより充実するとともに、地域定着は地域に居住する障害者も対象なので、活用できるよう広報周知を進める。
- ・住宅にかかるサポートについて保証人代行などの検討。





項 目		課 題	現 状
児 童	児童発達支援・放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> 重複障害児、医療的ケアを要する障害児、行動障害のある自閉症児、発達障害児について専門的な支援が必要な児童を受け入れられる事業所が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後等デイサービスは多数開設しているが、身体障害者、特に医療的ケアが必要な児童が通えるところが少ない。 行動障害のある自閉症児に配慮した設備や人員配置のある施設が少ないために、対人関係の取りにくい知的障害を伴う重度の自閉症児が事業所不適合でサービスを利用できない。 発達障害児の集える場所が少ない。発達障害児の親の子育て上の悩みに具体的、継続的に対応してもらえる療育相談や療育プログラムを実施できる機関が見つからない。
	日常生活用具	<ul style="list-style-type: none"> 給付対象が身体・知的障害の方に限られており、精神障害に対応していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具について、障害サービスは介護サービスに比べ利用できる選択肢が少ない。 精神障害者には対応されてない。
地域生活支援事業	移動支援	<ul style="list-style-type: none"> 通所や通学、施設入所中に移動支援の利用ができない。 身体障害者の支給要件が厳しい。 事業所によりサービスの質に違いがある。 希望者にサービスが行き渡っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 支給要件上、通勤や通所・通学や入所施設利用者の利用ができない。移動支援があれば自力で通所できる人もある。 身体障害者の要件が、下肢障害1級でも上肢障害がない場合は対象とはならないなど厳しいが、上肢障害がなくても支援が必要な人がいる。 ヘルパー養成がすすんでいない。利用希望への調整が困難な状況や、緊急時等ヘルパーの確保ができない場合がある。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害、高次脳機能障害への理解やサービスが少ない。 強度行動障害への理解やサービスが少ない。 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援に特化した事業所が少ない、福祉サービス以外に利用できる資源が少なく、参加しやすいプログラム開催のタイミングとなっていない。 手帳を取得できない発達障害者は就労に繋がりにくい。 発達障害、高次脳機能障害の障害理解が浸透しておらず、介護する家族や介護の事業所の支援・対応スキルが不十分で特性に応じた支援に苦慮する。 強度行動障害者について、支援者の理解、支援スキルの不足、支援者数の不足により対応できる事業所が少ない。 求人を出しても応募がないなど人材確保が難しい。 介護者に必要な情報が届いていない、情報提供されても理解できていない場合も多い。 障害女性にかかる課題もある。 障害者が困った際に活用できるヘルプカードについて市全体での共有ができていない。 西区や北区など交通手段が制限される地域での交通の便の確保。 福祉事務所でもある区において適切なケースワークが十分に行われているとはいいがたい。





意見・提案

- ・制度の本来の趣旨と、親がサービスに頼りすぎてないかなど、実情において乖離がある部分については議論が必要。
- ・学校側で、放課後の過ごし方の調査をしてもらうことでニーズ把握を検討できないか。
- ・事業所や従事者、サービスの質の向上のための取り組みがある。
- ・医療的ケア児や重度の知的障害・行動障害を伴う自閉症児、発達障害児などが利用できるよう、重度加算等補助制度の検討や、専門家による適切な支援・療育プログラムの開発・指導。
- ・保育所等訪問支援の積極的活用を検討していく必要があるのではないか。

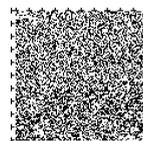
- ・障害福祉サービスの補装具、日常生活用具の内容の拡充や、一時的に必要な方への貸与の仕組みなどの検討。
- ・精神障害者についても、精神症状悪化による身体的症状や嚥下や上下肢機能の低下に対しベッドや手すり等の貸与等の検討。

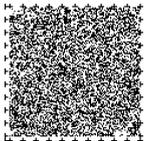
- ・移動支援の実施方法として、グループ支援や車両型について取り組む。
- ・ヘルパーの養成確保策として、学生に対し受講料補助など支援の検討や、一部事業所に偏らないよう、複数事業者で養成講座を開催するなどの仕組みや、定着の仕組みがある。
- ・通勤、通学、通所への利用や利用の要件緩和も検討してほしいが、障害者が地域で生活していくために、便利な方法によって力がつかないより、経験を積んでいく中で出来ることを増やしていく支援も大事であり、移動支援も利用していく。
- ・身体障害者の支給要件の見直し。

- ・発達障害や高次脳機能障害について、ヘルパーなど従事者の理解を進めるため研修などの取り組み。
- ・発達障害者の生活・就労プログラムやペアレントトレーニングなどの充実や、通所先等の確保。

- ・研修の機会を増やし、支援者のスキルアップを図る。

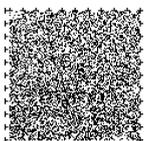
- ・神戸市障がい者保健福祉計画 2020 に基づく取り組みや関係部局との連携による取り組み。
- ・区の障害担当に専門性をもったケースワーカーの配置や、ケースワーカーの継続的教育が必要。

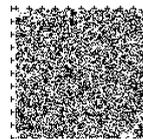




2. 神戸市療育ネットワーク会議意見

項目	課題・現状
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	医療的ケア児の育児や療育、在宅での生活等について、保護者が相談できる支援機関が限られている。
	医療的ケア児であっても障害者手帳の交付対象とならない場合は、受けることができる障害福祉サービスも限られてしまう一方で、保育所や幼稚園への入園も現状では難しい。
	現在の訪問看護制度では、自宅以外へ訪問する場合は保険の適用対象外となり、費用が全額自己負担になってしまうため、保育所や学校にいる時間のケアへの対応が困難である。
児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	保育所や幼稚園に通園しながら、併行して児童発達支援センターやその他の通所支援事業所等を利用する子どもが増えている。
	保育所等訪問支援については、利用者の希望と訪問先施設の支援方針にギャップがあるなど、事業所の職員による支援が受け入れられにくい場合もある。





意見・提案

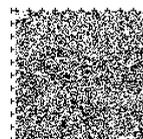
医療的ケアを要する子どもへの直接支援だけでなく、子どもに寄り添う保護者への支援の充実が必要であり、専門的な相談に対応できる人材が求められる。

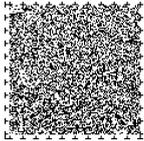
そういった子ども達が幼児期に集団生活を通じて成長できる場をつくるのが、発達支援のうえで非常に重要である。さらに、保護者の就労機会の保証とレスパイトの観点からも、保育所等での医療的ケア児受入れ体制の整備に加えて、障害児通所支援事業所などの社会資源の充実が必要である。

医療的ケア児の訪問看護について、保育所や学校など自宅以外の場所でも提供できるように、制度の改善が望まれる。

それぞれが適切な支援を提供していくためには、その子どもの支援方針を各施設が十分に共有・理解したうえで連携していくことが重要である。

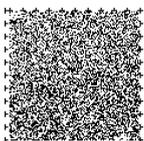
保育所等訪問支援事業を効果的に実施するためには、障害児療育に関する十分な知識と経験を持った人材が求められるとともに、訪問先施設の理解と協力が不可欠である。

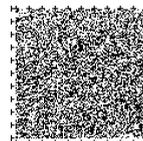




3. 障害者団体意見

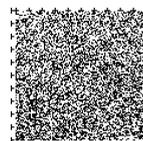
項 目		課 題 ・ 現 状
福祉施設の入所者の地域生活への移行		○老障介護など、施設入所に対する親のニーズがある。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		○親の高齢化により、長期に入院している精神障がい者の退院は困難である。
地域生活支援拠点等の整備		○障がい種別ごとに必要となる支援は異なる。
福祉施設から一般就労への移行		○障がいのある人の就労後のフォローが不十分である。
障害福祉サービス	相談	○計画相談支援事業所が足りず、区をまたがって利用しなければならない場合がある。 ○セルフプランによる障害福祉サービスの利用が多い。
	グループホーム、短期入所	○グループホームや短期入所は市街地に少ない。 ○医療的ケアや重度化、高齢化に対応したグループホームや短期入所が必要である。 ○土日や盆、正月などは短期入所の枠がなく、使用が難しい。
		○重度訪問介護について、対象は拡大されたが、利用要件が厳しく使えないケースが多い。 ○居宅介護や重度訪問介護において、医療行為などヘルパーのできる行為に制限が多い。医師や看護師でなければできない行為だけでなく、家族はできてもヘルパーはできない行為がある。
	訪問	○重度訪問介護について、対象は拡大されたが、利用要件が厳しく使えないケースが多い。 ○居宅介護や重度訪問介護において、医療行為などヘルパーのできる行為に制限が多い。医師や看護師でなければできない行為だけでなく、家族はできてもヘルパーはできない行為がある。
障害児を対象としたサービス		○放課後等デイサービス事業所が増加しているが、専門性のない所も多く、提供されるサービスの質について、事業所間に差がみられる。 ○医療的ケアが必要な子どもや重度障がいのある子どもを受け入れる放課後等デイサービス事業所が少ない。 ○難病をはじめ医療的ケアが必要な子どもを受け入れてくれる保育所・幼稚園が少ない。
地域生活支援事業		○より一層の障がい理解が必要である。 ○日常生活用具の給付について、メーカーが推奨する使用年数をこえるなど、耐用年数や給付要件が一律に決められている。

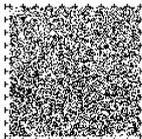




意見・提案

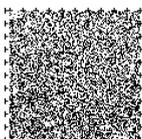
- 施設入所者数の数値目標については、第4期神戸市障がい福祉計画と同様に『定めない』として欲しい。
- 地域移行を進めるためには、障がい種別ごとに対応できるスタッフをグループホームに配置するなど住まいの整備と支援が重要である。
- 24時間体制で相談できる場所が必要である。
- 最終的にめざすべきはすべての障がい者が地域で暮らせるようにすることであり、その取り組みを進めるためには待機者数を含めた施設入所者数の削減目標を示すことが必要である。
- 精神障がい者の退院や地域での生活にあたり、相談の場の確保やピアサポーターの活用を推進して欲しい。
- 障がい種別に応じた専門性と24時間対応可能な体制が必要である。
- 受け入れ側の障がい理解を進めるなど、就労後の定着に向けた施策が必要である。
- 計画相談支援を行う事業所には加算を行うなど、事業所の確保と質の高い人材の育成を進めてほしい。
- セルフプランの利用にあたっては、作成するための専門性やその後の見直しが必要である。
- 市営住宅や民間住宅等の社会資源の活用により、地域偏在がなくなるよう整備を進めて欲しい。
- 医療的ケアや重度化、高齢化に対応した施設を増やすため、報酬の加算を検討して欲しい。
- 緊急時の受け入れのため、行政による空床補償の導入を検討して欲しい。
- 事業者間で空床情報を共有するなどネットワークの構築が必要である。
- 利用要件を見直し、柔軟に利用できる制度にして欲しい。また、重度者が対象であることからヘルパーの負担が大きいため、報酬単価を見直して欲しい。
- 家族が長年してきたことについて、緊急時にはヘルパーにもできるようにするなど、柔軟に対応して欲しい。
- 必要な事業所数に到達すれば新規に認可しないなど、総量規制を検討すべきではないか。
- サービスの支給決定にあたっては、親の状況に応じた規制を設けるなどの検討をして欲しい。
- 放課後等デイサービスにおける質の確保・向上に向けた取り組みが必要である。
- 障害の程度や利用時間にかかわらず報酬が一律となっているが、重度の場合は加算するなど程度等に応じた報酬とすることにより、医療的ケアが必要な子どもや重度障がいのある子どもの受け入れが進む。
- 外見からはわからない医療的ケアが必要な子どもについて、周囲の理解を得るための環境整備や看護師の派遣時間数の見直しなど、支援体制の充実を推進して欲しい。
- 障がい当事者による講演の機会や当事者が参画できる場づくりを検討して欲しい。
- 障がい種別をふまえた啓発が引き続き重要である。
- 利用者によって生活スタイルや活動量も違うため、個々の状況に応じて給付可能なものを判断するなど、柔軟な日常生活用具の給付を認めて欲しい。

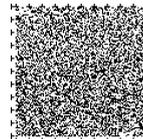




用語解説

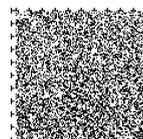
用 語	解 説
【あ行】 ICT (Information & Communications Technology)	情報通信技術のことです。コンピューターを利用して情報処理を効率化する技術全般を指します。
一般就労	雇用者（雇用主と雇用契約を結び、労働基準法等の労働法規が適用される）もしくは、雇用主又は個人事業者として働くことです。
一般相談支援事業所	地域移行支援及び地域定着支援を実施する事業所です。
医療型障害児入所施設	障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービスです。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
インクルーシブ教育システムの構築	全ての子どもが共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することです。
オストメイト	人工肛門・人工膀胱（ストーマ）造設・保有者のことです。
音声コード	紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコードです。文字情報を音声にする方法の一つであり、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して印刷したものを活字文書読上装置を使って音声化することが可能です。
【か行】 ガイドヘルプ (移動支援事業)	屋外での移動が困難な障がいのある人に外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。
学童保育 (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校などに通う児童に対して、放課後や学校休業日に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的役割を担う機関で、市内の相談支援体制の後方支援などの相談支援に関する総合的業務を実施します。
機能訓練	理学療法士、作業療法士などの専門家により行われる、障がいのある人の身体機能の維持などのために行う訓練です。
矯正施設	犯罪を行った者や非行のある少年を収容し、改善や更生のための処遇を行う施設です。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害の状態である障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童について、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

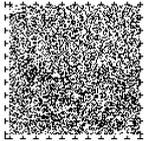




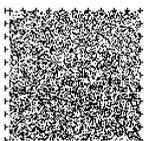
用語	解説
緊急通報システム (ケアライン 119)	一人暮らしの高齢者や障がいのある人が、家庭内での急病、火災、事故などの緊急時に、ご家庭の固定電話機から消防局ケアライン受信センターに通報するシステムです。 利用者は、氏名、住所、既往症やかかりつけ病院などの情報をあらかじめケアライン受信センターに登録しておくことで、緊急時に通報すると「近隣協力者の駆けつけ」や「消防署からの出動」により速やかな救護を受けることができます。
計画相談支援	特定相談支援事業者が生活に対する意向や悩みを聞きながら利用計画を作成し、障がい福祉サービス事業者と連絡調整を行います。また、サービスが適切に提供されているかを確認して、利用計画の定期的な見直しを行うサービスです。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
神戸市重度障害児者医療コーディネート実施にかかる有識者会議	地域で生活する医療的ケアの必要な重度障害児者が、安心して医療及び障害福祉サービスを受けるために、医療機関、障害福祉サービス事業者その他の関係機関をコーディネートする仕組みを検討するための有識者会議です。
神戸市療育ネットワーク会議	障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることができるとともに、障害の有無に関わらずあらゆる子どもが共にすこやかに成長できる環境づくりを推進するため、障害児支援に関する全市民的な課題を共有し、必要な支援策について協議と施策の推進を行う場として開催する会議です。 この会議の一環として、児童福祉法第56条の6第2項の趣旨に基づき「医療的ケア児の支援施策検討会議」を開催しています。
精神保健福祉センター	精神保健福祉法の規定で都道府県、政令市に設置されている精神保健福祉センターの位置づけです。神戸市における精神保健と精神障がい者福祉に係る中核的専門機関の役割を担っています。 ※平成29年度より名称を「こころの健康センター」から「精神保健福祉センター」に変更しました。
こども家庭センター	児童福祉士、児童心理士、医師、保健師などを配置し、養護・児童虐待・心身障がい・非行・育成など児童の専門的な相談を受け、指導などを行うとともに、児童の一時保護を行う施設（児童相談所）です。また、必要に応じて児童養護施設などに措置を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間における入浴や食事等必要な日常生活上の支援を行うサービスです。
児童館	児童館は、18歳未満の子どもたちが自由に遊ぶことのできる施設であり、子どもたちに安全で健康な遊びを指導し、季節折々の楽しい行事やイベントを企画しています。また、子育て家庭を支援するため、親子遊びや母親講座を実施するなど、親子が気軽に集い交流することができる「ひろば」も開設しています。

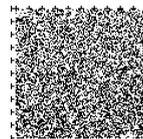
【さ行】



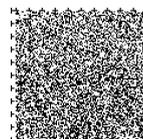


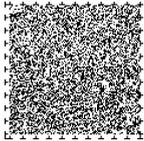
用語	解説
児童発達支援	障がいのある子どもに対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う、児童福祉法に基づくサービスです。
児童発達支援センター	児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つであり、地域における中核的な児童発達支援機関として、本人への支援のほか、保護者や地域の保育所等に対して専門的な知識・技術に基づく支援を行うことが求められる機関です。
児童福祉法	児童の健全な育成、児童の福祉の保証とその積極的な増進を基本精神とする総合的法律です。 平成28年6月の児童福祉法改正（平成30年4月1日施行）により、「障害児福祉計画」に関する規定が新設され、市町村・都道府県は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を作成することが求められています。また、特定の障害児通所支援事業者等の指定について、障害児福祉計画で定める支援の必要量の範囲内で行うこと等もあわせて定められました。
市民後見人	成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者後見人のことです。
市民福祉大学	福祉に関心を持っている人、ボランティア活動、地域福祉活動を行っている人や社会福祉施設などで働く人々を対象に、福祉への関心や仕事の専門性を高めるため、多様な研修・講座を開催するもので、神戸市社会福祉協議会が運営しています。
重症心身障害者 日中活動支援事業	重度の知的障がいと重度の肢体障がい重複している障がいのある人を対象に、生活介護事業所において日常生活動作・運動機能等に係る訓練・指導など、必要な療育を行うサービスです。
重点整備地区	生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であるほか、生活関連施設及び生活関連経路について移動など円滑化のための事業が実施されることが特に必要とされ、かつ移動など円滑化のための事業を重点的、一体的に実施することが有効な地区をいい、「徒歩圏内」の考え方の目安である概ね400ヘクタール未満の区域となります。
重度障害者医療費助成	重度の障がいのある人が病気などで医者にかかったときに、病院や医院に支払う保険診療にかかる医療費の自己負担金の一部を助成する制度です。所得制限などがあります。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で、常に介護が必要な方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行うサービスです。
就労移行支援	一般就労が可能と見込まれる障がいのある人に対し、生産活動機会の提供や就労に必要な訓練、求職活動に関する支援等を行うサービスです。



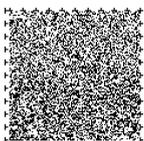


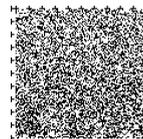
用語	解説
就労継続支援A型	雇用契約に基づき、継続的就労が可能な障がいのある人に対し、生産活動機会の提供や就労に必要な訓練などを行うサービスです。
就労継続支援B型	一般就労が困難な障がいのある人に対し、雇用契約を締結せず、生産活動機会の提供や就労に必要な訓練などを行うサービスです。
就労支援プログラム推進事業	特別支援学校卒業生の就労に向けて、職場開拓、作業訓練、職場に馴染むための職場トレーニング、職場定着訓練など、生徒の就労を目指した総合的な就労支援システムを構築するための事業です。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援等を利用して、事業所に新たに雇用された方の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる生活面での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児相談支援事業所の相談支援専門員が障がいのある児童の心身の状況、環境、障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容などを定める計画（障害児支援利用計画）を作成します。また、計画相談支援と同様に、計画の定期的な見直しを行います。
障害者基本計画	障害者基本法第11条第1項に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援などのための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がいのある人のための施策の最も基本的な計画として位置付けられています。
障害者基本法	障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等によって、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいのある人の福祉を増進することを目的とした法律です。
障害者虐待防止法	障がいのある人の権利や尊厳をおびやかす虐待の防止と、養護者への支援について規定した法律です。
障害者権利条約	障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、その固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、必要な措置等について定めた条約です。2006年12月に国連総会において採択され、日本は2014年1月に締結しました。
障害者更生相談所	身体障害者福祉法第11条、知的障害者福祉法第12条に基づき、身体障がいのある人、知的障がいのある人の支援にあたり医学的判定、心理学的判定を行います。 具体的業務は次のとおりです。補装具費支給適否に関する相談、判定。補装具装着適合に関する相談、判定。自立支援医療（更生医療）費支給適否に関する相談、判定。身体障害者手帳の審査、交付。療育手帳の判定、交付など。





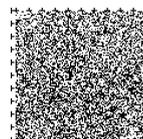
用語	解説
障害者差別解消法	すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的として、平成25年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。障害者差別解消法は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めており、平成28年4月から施行されています。
障害者職業能力開発プロモート事業	障がいのある人の就労支援機能を向上させるために、福祉、教育、医療、経営、労働、行政などの関係各機関と連携して、セミナーや企業見学会をはじめとする様々な事業を市独自で実施しています。
障害者施策推進協議会	神戸市障害者施策推進協議会は、障害者基本法第36条において設置を義務付けられている合議制の機関です。 障がい者計画を策定するにあたっては、同協議会の意見を聴かなければならないとされており、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項の調査審議及び実施状況の監視を行い、障がいのある人に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議します。
障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的として、障害者自立支援法を改正する形で平成25年4月1日に施行された法律です。
障害者地域生活支援センター	地域における相談支援の拠点。障がいのある人とそのご家族及び介護者の方からの相談に応じ、必要な情報提供やサービス利用支援を行うことにより、障がいのある人などが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援しています。
障害者福祉のあらし	神戸市内にお住いの障がいのある人やその家族が利用できる保健・福祉サービスの概要と問い合わせ先を紹介した冊子です。
障害者優先調達推進法	国や地方自治体が率先して障害者就労施設などからの商品・業務の調達を推奨し、民間部門へも取り組みの輪を広げ、障害者就労施設などからの商品等に対する需要を増進させることを目的とした法律で、平成25年4月より施行されています。
小児慢性特定疾病医療費助成等	小児がんなど治療が長期にわたり、医療費も高額となる小児慢性特定疾病について、自己負担分の一部助成や手帳の交付、在宅療養児の日常生活用具の給付を行います。
情報アクセシビリティ	年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。
職場定着支援	障がいのある人が働き続けることができるよう、職場適応援助者（ジョブコーチ）等が職場に出向くなどにより、障がいのある人及び雇用事業主に対し、仕事の進め方やコミュニケーションなどの職場で生じる様々な課題の改善を図るための支援を行うものです。

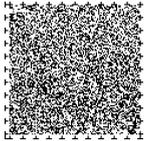




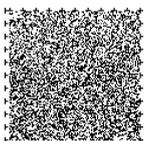
用語	解説
ジョブコーチ	障がいのある人が一般の職場で働くことを実現するため、障がいのある人と企業の双方を支援する就労支援の専門職のことです。国の「職場適応援助者（ジョブコーチ）事業」では、地域障害者職業センターにジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人などや事業主が自らジョブコーチを配置し、地域障害者職業センターと連携しながら、支援を実施しています。
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立支援協議会	障がいのある人（児）が地域で自立した生活をおくるために、相談支援事業を始めとする支援の仕組み作りに関して、中核的な役割を果たす協議の場です。
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた方が一人暮らしに移行し、居宅における自立した日常生活を営む上での様々な問題について、定期的な巡回訪問、電話、メール等による随時の対応により必要な情報の提供や助言等の援助を行います。
生活介護	常に介護が必要な方に、施設での入浴、食事の介護や日常生活上の支援のほか、創作的活動や生産活動などの機会を提供するサービスです。
精神保健福祉法	精神障害者の医療及び保護、社会復帰の促進等を目的とした法律です。平成26年4月の法改正では、保護者制度の廃止とともに、精神科病院の医療保護入院者に退院後生活環境相談員が選任されるなど、退院促進のための体制整備が義務づけられました。
精神科救急医療体制	夜間、休日における本人、家族をはじめ警察や消防などからの電話による精神科救急に係る相談や通報に対し、早期に適切な医療に結びつけるため、兵庫県と協調して体制を整備しています。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断することが十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。
総合・西部療育センター	障がいのある子どもに対する相談、専門医による診察、検査、訓練を行う「診療所」と、就学前の知的・発達障がいのある子どもや肢体不自由児に対する「通園施設」及び地域の保護者からの子どもの発達や障がいに関する相談や障がいサービス利用について支援などを行う「地域支援機能」を備え、身近な地域で障がい特性に応じた支援を提供します。
退院後生活環境相談員	平成26年4月から、精神科病院の医療保護入院者1人につき1人の退院後生活環境相談員が選任されています。退院後の環境に係る調整や地域の支援者との連携などにより退院に向けた支援を行います。
短期入所	居宅で介護を受ける障がいのある人が、障害者支援施設等に短期入所し、入浴や食事などの支援を受けるサービスです。

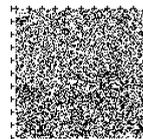
【た行】





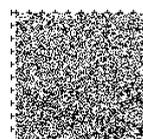
用語	解説
地域移行支援	障害者支援施設や救護施設、精神科病院や矯正施設等に入所・入院している障がいのある人が、地域生活へ移行するための支援を行います。
地域移行・地域定着推進検討会	地域移行支援・地域定着推進連携会議での協議内容や地域の課題を共有し、実務者レベルで検討を行う場です。
地域移行・地域定着推進連携会議	関係機関の協議の場として、入院中の精神障害者の地域移行に係る事項や、ピアサポートの活用に係る事項、関係職員に対する研修に係る事項等について協議をします。
地域型保育	少人数（定員6名～19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う「小規模保育」、企業や病院などが設置する保育施設を地域の子どもにも開放して、一緒に保育を行う「事業所内保育」や、更に少人数（定員5人以下）を対象とした「家庭的保育」といった施設があります。
地域活動支援センター	障がいのある人が通う日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流などに必要な援助を行います。
地域支援機能強化専門員	市内5か所の障害者地域生活支援センター（小規模センター）に配置し、地域支援機能強化事業を実施します。
地域生活支援拠点	障がいのある人の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指すため、地域生活を支える機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を有する拠点のことです。
地域相談支援	障がいのある人の地域移行及び地域定着を支援するサービスです。
地域定着支援	単身の障がいのある人などで地域の生活が不安な方に、困ったことがあった時に、電話相談や緊急訪問を行います。
地域福祉ネットワークカー	既存の制度やサービスでは解決が困難な制度の狭間や複合化した福祉課題について、地域住民や専門機関と一緒に解決に向けたネットワークづくりを推進する役割を担う専門職として、平成23年度から区社会福祉協議会に配置されてきました。他都市ではコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と呼ばれる場合もあります。
通級指導教室	通常の学級に在籍しながら特定の時間、特別の指導を受けることができるよう設置された教室です。神戸市では、言語障がい・難聴通級指導教室を8カ所、自閉症通級指導教室を6カ所設置しています。3歳以上の幼児に対しても対応するために幼稚園教諭を配置して、通級による指導を進めています。

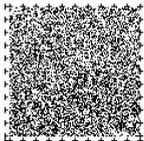




用語	解説
デージー図書	デージー (DAISY) とは、Digital Accessible Information System の略で、視覚障がいのある人などで、活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格です。デージー図書は CD の形で貸し出されるほか、視覚障がいのある人のための電子図書館に登録されているものもあり、登録された図書は、インターネットを介して利用者のパソコンに直接配信されます。デージー図書のメリットとして、CD1 枚におよそ 60 時間もの録音ができることや、章や見出し、ページごとに聞きたい場所へ移動することが出来るといった優れた機能があります。デージー図書は、通常の CD 再生機では聞くことができない方式のため、専用のプレイヤーもしくは専用の再生ソフトウェアをインストールした Windows パソコンが必要になります。
同行援護	視覚障がいにより移動に困難を有する人に移動の援護、代筆や代読を含む視覚的情報の支援、排せつや食事などの介護、その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。
特別支援学級	障がいのある児童生徒のために小・中学校に置かれる学級です。知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴、自閉症・情緒障がいなどの学級があります。
特例子会社	障害者雇用促進法に基づく障がいのある人の雇用に特別の配慮をした子会社で、一定の要件を満たすもの。特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、障害者雇用率に算定できることとなっています。
トータルサポート事業	視覚障がいのある人が障害福祉サービスなどを利用して、その有する能力及び適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、視覚障がいのある人、視覚障がいのある人の関係者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、歩行訓練を行う事業です。
トライやる・ウィーク	兵庫県教育委員会が、中学校 2 年生を対象として実施する、職場体験、農林水産体験活動など、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけることができるように支援する事業です。また、その取り組みを通じて、学校・家庭・地域社会の連携を深め、子どもたちを中心とした地域コミュニティ構築へと発展することを期待するものです。
難病患者 就職サポーター	就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続などの総合的な支援を行うため、ハローワークに配置されている職員です。
日常生活用具	障がいのある人の日常生活を便利に、また容易にするために必要な用具です。支給対象種目や対象となる障がい、支給額などは定めがあります。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせもち、保護者が働いている、いないに関わらず、教育と保育を一体的に行います。

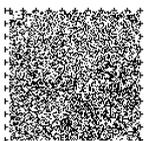
【な行】

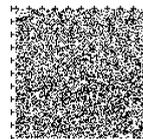




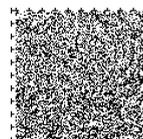
【は行】

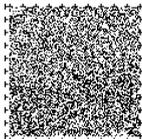
用語	解説
発達障がい	発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどをいいます。
発達障害者支援センター	発達障がいのある子ども（人）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的な機関で、その設置が発達障害者支援法に定められています。発達障がいのある子ども（人）とその家族が豊かな地域生活をおくれるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、相談支援、発達支援、就労支援や普及啓発、研修などを行っています。
発達障害者支援地域協議会	当事者団体、学識経験者、民間支援機関など発達障害支援関係機関がネットワークを構築し、パートナーシップにより各種支援策を検討するとともに、発達障害者支援センターの実効性のある運営について検討する会議です。
発達障害者相談窓口	15歳以上（中学卒業後）の発達障害の方やそのご家族などが身近な場所で相談できる窓口を市内に4ヶ所開設しています。
発達障害者地域支援マネジャー	市町村・事業所等支援、関係機関との連携及び困難ケースへの対応等により地域支援の機能強化を推進します。
バリアフリー	高齢者や障がいのある人、妊産婦などの移動に制約を受けやすい人の妨げとなる障壁（バリア）を除去することです。広義には、段差解消などの物理的環境の改善だけでなく、人間の心理的なバリアや社会的な制度のバリアを除去することも含みます。
バリアフリー道路特定事業計画	神戸市バリアフリー基本構想に基づいた個別事業計画の一つであり、重点整備地区における生活関連経路など道路のバリアフリー化の計画的な推進を図るために策定されたものです。
ピアカウンセラー	「ピア」は、仲間・同じものを共有する人を意味します。ピアカウンセラーは、同じ悩みや障がいを持つなどお互いに平等な立場で話を聞き、最終的には相談をした人が自分自身の力で解決できるように手助けをします。
ピアサポーター	「ピア」は仲間、同じものを共有する人を意味します。障がいのある人自身が自らの体験に基づき、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流などを支援します。
ピクトグラム	一般に「絵文字」「絵単語」となどと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）の一つです。図と下地に明度差のある2色を用いて、表したい概念を単純な図として表現する技法が用いられます。主に鉄道駅や空港などの公共空間で使用され、文字による文章で表現する代わりに、視覚的な図で表現することで、言語に制約されずに内容の伝達を直感的に行う目的で使用されています。



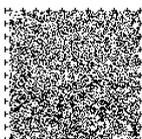


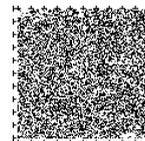
用語	解説
P D C Aサイクル	元来、製造業や建設業などの事業活動における生産活動や品質管理などのためのマネジメントサイクルのひとつで、Plan（計画）-Do（実行）-Check（点検）-Action（評価改善）を循環させることにより、継続的、発展的な業務改善を推進することです。本計画においては、計画の実現のための管理手法としています。
ひょうご障害者福祉計画	兵庫県の障害者福祉施策を計画的に推進するための基本指針として位置付けられるものです。計画の対象期間である平成27～32年度の人口推移や地域情勢などを踏まえ、福祉・医療・雇用・消費・地域安全など、障がいのある人を取り巻く幅広い分野について、あるべき施策や望ましい社会像を描き、その実現に向けて進んでいくための指針に相当します。
福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や、知識技能の付与を行うサービスです。
福祉避難所	福祉避難所とは、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する人々のために市が二次的に開設する避難所のことです。
ふれあい商品	障害福祉サービス事業所等において障がいのある方が作る商品（授産商品）を、神戸市では「ふれあい商品」と呼んでいます。
ふれあいのまち KOBE・愛の輪運動	人と人とのふれあいの中で、思いやり・譲り合い・助け合いなどの福祉の心をはぐくみ、ボランティア活動などの実践につなげ、「ともに生きる」地域社会づくりを目指した神戸の市民運動です。
ふれあいの まちづくり協議会	高齢者、障がいのある人、子どもなど地域のすべての人々が、あたたかいふれあいのなかで暮らせるまちづくりをめざし、「地域福祉センター」を拠点に福祉活動や地域活動を行っている団体。自治会、民生委員児童委員協議会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ボランティアなどにより概ね小学校区ごとに結成しています。
ペアレント トレーニング	親（保護者）が子どもの行動及びその前後における心理やパターンを理解・分析し、問題行動を適切な対応で減少させる方法を学ぶ、応用行動分析学を基にした発達障がいなどに係る「親（保護者）のための」対処法プログラムです。
保育所等訪問支援	障がい児施設等での指導経験がある児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がいのある子どもや職員に専門的な支援を行うサービスです。
放課後等児童健全 育成事業(学童保育)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校などに通う児童に対して、放課後や学校休業日に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。
放課後等デイサービス	学校に通学する障がいのある子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に行う障害児通所支援のサービスです。
防災福祉コミュニティ	災害時に、地域の強い連帯感のもと防災活動や福祉活動が行えるよう平常時から地域活動に積極的に取り組む自主防災組織です。





	用語	解説
	ホームヘルプ (居宅介護)	自宅において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
【ま行】	民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域における住民からの相談対応や援助を行い、社会福祉の増進に努める人のことです。
【や行】	誘導点字ブロック	視覚障がいのある人を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック（プレート）です。平行した線が突起になっていて、移動の方向を示す「誘導ブロック（線状ブロック）」と、格子状の点が突起となっていて、注意喚起・警告を促す「警告ブロック（点状ブロック）」の2種類がある。進路が交差したり、曲がったり、行き止ったりする箇所に、点状ブロックが敷き詰められます。
	ユニバーサルデザイン	「みんなにやさしいデザイン」のことで、年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方のことです。
	養護者	障がいのある人を現に養護する人であって、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の人をいいます。 具体的には、身近の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障がいのある人の家族、親族、同居人などが該当し、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。
	要約筆記	聴覚障がいのある人、とりわけ中途失聴者や難聴者などに対し、発言者の話の内容を手書きやパソコンなどを活用してわかりやすく文字化し、伝達するコミュニケーション手段です。
【ら行】	療育	もともとは肢体不自由のある子どもに対して、医療と教育を総合的に提供する必要があるという考え方に基づく概念です。その後、早期発見、早期療育の必要性が高まるとともに、知的障がいや自閉症の子どもたちも対象として捉えられるようになってきました。現在は、広く、障がいのある子どもに対して、保健、医療、福祉、教育が協力して早期から行う発達促進のための総合的支援を行うことです。
	療育指導事業 (発達クリニック)	多様な児童の問題、特性や発育の状況など、こども家庭センターでの調査や判定をもとに、乳幼児から小学生までの児童を対象に、個別指導や集団指導を行っています。また、子どもの問題など子育てに悩む保護者を対象に、グループ指導を中心とした子育て講座など、児童と保護者を対象とした教室を開催しています。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	ろう者	耳の聞こえない人の意の漢語的表現です。
	ロングショート	居宅での生活が困難となった障がいのある人が、やむを得ず短期入所を長期にわたり継続して利用している状況のことです。

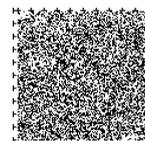




『第5期神戸市障がい福祉計画・
第1期神戸市障がい児福祉計画』

発行：神戸市保健福祉局障害福祉部障害福祉課
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1
電話 (078) 322-6579

神戸市広報印刷物登録 平成30年度124号 (広報印刷物規格A-1類)



BE KOBE



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE 

- Member of the UNESCO
- Creative Cities Network
- since 2008

本冊子には、視覚障がい者への情報提供のため、音声コードを貼付しています。専用の活字読上装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。ページの端の切込みが音声コードの位置を示しています。本冊子の音声コードは下端と上端に貼付していますが、上端のコードには情報がある場合とない場合があります。はじめに下端の音声コードからスタートしてください。上端のコードにも情報がある場合には、その旨の指示がありますのでご注意ください。

